○防衛省告示第百七十九号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第三条第一項及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第四十七号）による改正後の同条第二項の規定に基づき、対象施設の敷地及び当該対象施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定し、同法の施行の日（令和八年七月十四日）から施行する。

なお、平成二十八年防衛省告示第百十八号（国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第三条第一項及び第二項の規定により、対象施設の敷地及び当該対象施設に係る対象施設周辺地域を指定する件）は、同日から廃止する。

令和八年七月三日

防衛大臣　小泉進次郎

防衛省の庁舎

対象施設の敷地	東京都新宿区	市谷本村町五番（次の図面に示す部分に限る。）
対象施設に係る対象施設周辺地域	東京都千代田区	一番町（次の図面に示す部分に限る。）、紀尾井町（次の図面に示す部分に限る。）、九段北二丁目（次の図面に示す部分に限る。）から四丁目まで、九段南二丁目（次の図面に示す部分に限る。）から四丁目まで、麹町二丁目から四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、五丁目及び六丁目、三番町（次の図面に示す部分に限る。）、二番町、富士見二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、四番町並びに六番町
	東京都新宿区	愛住町、荒木町、市谷加賀町一丁目及び二丁目、市谷甲良町、市谷砂土原町一丁目から三丁目まで、市谷左内町、市谷台町、市谷鷹匠町、市谷田町一丁目から三丁目まで、市谷長延寺町、市谷八幡町、三丁目まで、市谷仲之町、市谷本村町、市谷薬王寺町、市谷柳町、市谷船河原町、市谷伏山町、神楽坂一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、岩戸町、榎町（次の図面に示す部分に限る。）、河田町、喜久井町（次の図面に示す部分に限る。）、北山伏町、細工町、須賀町（次の図面に示す部分に限る。）、左門町、信濃町（次の図面に示す部分に限る。）、住吉町、大京町（次の図面に示す部分に限る。）、戸山町、筑土八幡町、富久町（次の図面に示す部分に限る。）、中町、納戸町、二十騎町（次の図面に示す部分に限る。）、払方町、東榎町、原町一丁目から三丁目まで（次の図面に示す部分に限る。）、袋町、舟町、弁天町、南榎町、南町、山伏町（次の図面に示す部分に限る。）、矢来町（次の図面に示す部分に限る。）、横寺町（次の図面に示す部分に限る。）、四谷一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、四谷坂町、四谷三栄町、四谷本塩町（次の図面に示す部分に限る。）、若葉一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、若松町（次の図面に示す部分に限る。）、若宮町並びに早稲田南町（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下この号において同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象施設の敷地及び対象施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

○最高裁判所告示第七号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第三条第一項及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第四十七号）による改正後の同条第二項の規定に基づき、対象施設の敷地及び当該対象施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定し、同法の施行の日（令和八年七月十四日）から施行する。

なお、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第三条第一項及び第二項の規定に基づき対象施設の敷地等を指定する件（平成二十八年最高裁判所告示第一号）は、同日から廃止する。

令和八年七月三日

最高裁判所長官　今崎　幸彦

最高裁判所の庁舎

対象施設の敷地	東京都千代田区	隼町四番（次の図面に示す部分に限る。）
対象施設に係る対象施設周辺地域	東京都千代田区	隼町、麹町一丁目から五丁目まで、一番町、二番町（次の図面に示す部分に限る。）、平河町一丁目及び二丁目、紀尾井町（次の図面に示す部分に限る。）、永田町一丁目及び二丁目並びに霞が関二丁目
	東京都港区	元赤坂一丁目及び赤坂三丁目

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を最高裁判所に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下この号において同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象施設の敷地及び対象施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。